## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２９年（フ）第４０１号**
仙台市若林区南小泉３丁目19番８－102号
債務者　浦辺　浄清
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第４２号**
福島県いわき市遠野町深山田字山王田15番地
債務者　西村　美鈴（旧姓北郷）
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２９年（フ）第５６号**
富山県高岡市井口本江357番地３
債務者　村田　章子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２９年（フ）第６０号**
富山県氷見市地蔵町７番26号、前住所富山県氷見市窪1805番地６
債務者　藤井エリザベッテこと　フジイ　エリザベッテ　アパレシダ
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２９年（フ）第９４号**
金沢市鈴見台５丁目３番12号、従前の住所神奈川県川崎市高津区久末2020
債務者　岩室　良一
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
金沢地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１００号**
石川県野々市市野代３丁目12番地　ウエストリバーハイツ107号、従前の住所石川県野々市市野代３丁目142番地
債務者　木戸口とみえ
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
金沢地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１０４号**
金沢市法島町９番14号
債務者　浦本　　薫
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
金沢地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１３０号**
金沢市石引４－３－５　松原病院６階、住民票上の住所金沢市大豆田本町甲４番地
債務者　清谷　邦夫
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
金沢地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１４３号**
山梨県甲斐市富竹新田899番地１、前住所山梨県甲斐市龍地3706番地１
債務者　楠　　一行
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第１５１号**
山梨県山梨市落合470番地の５
債務者　岸本美也子
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第１２５号**
岐阜県各務原市鵜沼各務原町２丁目88番地７、前住所岐阜県大野郡白川村大字平瀬304番地の８
債務者　ひまわり接骨院こと　髙田　真司
1　決定年月日時　平成29年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
岐阜地方裁判所

**平成２９年（フ）第１４１号**
岐阜市則武2486番地１　（ファミール本郷103)、前住所岐阜市粟野台307番地161
債務者　**奥**野　聖侍（名の変更前の名聡）
1　決定年月日時　平成29年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
岐阜地方裁判所

**平成２９年（フ）第１９３号**
兵庫県加古郡播磨町本荘３丁目３番10－１号
債務者　奥田　聡美
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２９年（フ）第２００号**
兵庫県姫路市東山209番地　ノーベルヴィラ201、従前の住所兵庫県たつの市神岡町東觜崎553番地17
債務者　辻川志津恵
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２９年（フ）第２０１号**
兵庫県姫路市西中島338番地　レオパレスまんりょう107、従前の住所兵庫県姫路市白浜町寺家２丁目63番地　ファミール寺家103
債務者　山下　正博
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２９年（フ）第２１８号**
兵庫県加古川市野口町水足221－30　野口団地３－106、住民票上の住所兵庫県加古川市野口町野口843番地の７
債務者　小林　敏幸
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部